

みなし指定について

健康保険法による保健医療機関（病院・診療所）、保険薬局の指定、介護保険法による介護老人保健施設、介護医療院の指定があったときは、特例として下記のサービスの指定があったとみなされます。ただし、もとの指定が取り消された場合には、みなし指定も効力を失います。

介護保険法第71条、72条、115条の11 等

法律	事業者	指定の特例（介護予防を含む）
健康保険法	保険医療機関 （病院・診療所）	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、短期入所療養介護（療養病床を有する病院・診療所に限る）
	保険薬局	居宅療養管理指導
介護保険法	介護老人保健施設	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
	介護医療院	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護

※令和7年6月時点

実務上、長崎県長寿社会課では、実際に介護保険サービス事業を提供する事業所のみを、「みなし指定」としてシステム登録しています。みなし指定でのサービス提供を考えられている場合、後述する書類の提出をお願いします。

新たにサービスを開始する場合

サービスを開始予定の概ね1～2か月前（提出時期については、担当者と要相談）までに下記書類の提出をお願いします。

（指定申請ではありません。必要事項を把握するため、各様式を準用しています。）

1. 指定(許可)申請書 第一号（一）様式（※手数料はみなしのため不要です。）
2. 付表・チェックリスト
3. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
4. 資格証の写し（上記勤務体制内に資格が必要な職種があればご提出ください。）

5. 平面図
6. サービスの運営規定
7. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
8. 誓約書
9. 保険医療機関・保険薬局 指定通知書の写し
介護老人保健施設・介護医療院 開設許可証の写し
10. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
11. 体制状況一覧表と添付書類

その他留意事項

「みなし指定」事業所においても、介護保険法及び各居宅サービス又は介護予防サービスに規定する人員・設備・運営に関する基準、介護報酬の加算・減算等は、所定の要件を満たす必要がありますので、ご確認をお願いします。